

橋下大阪市長による組合攻撃に対する声明

橋下市長は、2011年12月28日の施政方針演説において「公務員、公務員の組合をのさばらしておくとな国が破綻する、組合を是正、改善して行く」と述べ、大阪市労連など大阪市職員の労働組合に対して、組合事務所の退去要求、便宜供与の全面禁止を公言し、労働組合活動に干渉し、妨害する姿勢を宣言した。

公務員として働く職員が、民間企業で働く労働者と同じく憲法28条の「勤労者」にあたることは最高裁においても承認されている。地方公務員法36条は一般職非現業の地方公務員の一定の政治的行為に制限を加えているが、全ての政治的活動を禁止するものではない。そして地方公営企業職員・現業職員は地方公務員法36条の適用を受けない。

労働組合が組織として政治的活動方針を決定し、これを組織内に周知させ、また対外的に公表することは何らの制約を受けず、公務員の労働組合であっても同様である。地公法36条は労働組合とは何ら関係がない。

橋下市長は、自らの対立候補を支持したことにより、公務員が政治活動を行ったとして組合事務所の退去を求める旨発言している。労働組合を政治団体と同列に扱うという市長の発言は全く法的根拠を欠いており、法の無知によるか、あるいは殊更に地方公務員及び労働組合を悪役として世論を煽るものである。橋下市長による、一方的な組合事務所明け渡し要求は不当労働行為、すなわち重大な違法行為であり、看過しがたいものである。

2012年2月9日、橋下市長は業務命令として大阪市職員に対するアンケート調査を行い、組合活動歴、政治家に対する応援活動などに対する回答を強制した。しかしこれらの回答を強制することは、憲法に保障された思想信条の自由を侵害する。労働組合を敵視していることが明らかな市長の業務命令は、組合員を萎縮させるもので、労働組合運営に対する支配介入の不当労働行為である。

このアンケート調査に対して、大阪市労連と加盟3単組は、2月13日に大阪府労働委員会に救済申立を行った。我々自治労大阪府本部は、この府労委闘争を全力で支援するとともに、不当にも自治労組合員が処分を受ける事態が生じた場合は、犠牲者救援も含めて組合員を守るため対応していく。

橋下市長は、適用法規の相違や、政治活動か選挙運動かなどを正確に区分することなく、地方公務員組合の政治的活動全般が違法、不適正であるかのごとく主張をマスコミに流布し、正当な組合活動を、違法なものであるかのごとく市民に錯覚させようとしている。

橋下市長の言動には、論理の飛躍、すり替え、法規にたいする誤解などが混在し、適法な労働組合活動に対して不当な非難を続けている。橋下市長の一連の言動と組合攻撃は、大阪市における労使関係を破壊するに止まらず、日本の社会を支えている重要なインフラである健全な労使関係を危うくするものである。

そして橋下市長の様々な不当労働行為に対して、大阪市労連とともに闘っていくとともに、今後想定される大阪市関連団体へ行革攻撃に関する支援に取り組むことを表明する。

2012年2月15日
自治労大阪府本部